

○ 銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年内閣府・財務省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>(電磁的方法)</p> <p>第十四条の二 法第三十三条の四第三項（法第十四条第七項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力す</p>	<p>〔条を加える。〕</p>

ることにより書面を作成することができるものでなければなら
ない。

第二十条の二 法第三十八条第三項第二号に規定する内閣府令・財
務省令で定める日は、令和十三年三月三十一日とする。

2 法第三十八条第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定
める日は、令和十六年三月三十一日とする。

第二十条の六 法第三十八条の二第三項第二号に規定する内閣府令
・財務省令で定める日は、令和十三年三月三十一日とする。

2 法第三十八条の二第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令
で定める日は、令和十六年三月三十一日とする。

第二十条の二 法第三十八条第三項第二号に規定する内閣府令・財
務省令で定める日は、平成三十九年三月三十一日とする。

2 法第三十八条第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定
める日は、平成四十二年三月三十一日とする。

第二十条の六 法第三十八条の二第三項第二号に規定する内閣府令
・財務省令で定める日は、平成三十九年三月三十一日とする。

2 法第三十八条の二第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令
で定める日は、平成四十二年三月三十一日とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。